

オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除に関する意見交換会（大阪） 議事要旨

平成 28 年 2 月 13 日（土）

大阪社会福祉指導センター

1. 環境省挨拶

解除に向け環境省が検討していることを説明し、いままでの意見等を紹介したうえでオオタカやその生息環境の保全についてさらに議論を深めていきたい。

2. 「これまでのシンポジウムを通して」について 【日本野鳥の会 金井氏】

オオタカに関しては様々な事情があるため、レッドリストにおいて単純に NT（準絶滅危惧種）になったから指定解除と機械的に進められるものではなく、十分に状況を確認し検討してほしいということを分科会委員の総意として環境省と話をし、今に至っている。

「オオタカ問題シンポジウム—オオタカをどうするか」において、種の保存法の生息地保全義務により地域環境の保全が図られ、猛禽類保護の進め方に調査方法や保全方法が具体的に示されることでオオタカの価値が指摘された。2つ目の「東京オオタカ・シンポジウム」では各自治体での現状が報告され、オオタカの生息状況を広域的に把握し、地域の保全策をどう進めていくかが発表された。「シンポジウム オオタカ—希少種解除の課題」は今回の意見交換会につながるもので、具体的にフォローアップ策を聞かないと先が判断できないということが示された。

これら3つのシンポジウムを通して、参加者が指定解除に関して非常に強い危機感を持っていることが示された。オオタカの生息環境の確保は生息地の生物多様性保全と非常に関連が深く、確保することで地域の生物多様性が保全されるという状況がある。アンブレラ種としてオオタカの機能が維持できるのか、十分なのか不十分なのか意見交換会で議論していきたい。

3. 「オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除にあたっての課題とその保全策について」 【環境省】

環境省として今後解除にあたっての課題、それについて今現在でできることを説明。

4. パネルディスカッション

<各パネラーから一言>

パネラー：市町村に権限が移ると、開発する側と防止する側が同じになり危険である。

パネラー：他省庁のマニュアルにも反映され、きちんと運用されないと意味がない。根本的に種を守るものであり、生息地を守るものではない。

パネラー：種の保存法解除の背景には法律の欠陥がある。

<フロアからの質問に対する回答>

○個体数が増えたから解除するということが、調査方法、データは正しいのか。手続きとしても、批准や外し方に様々な方法があるのではないかと。

パネラー：調査方法はアンケートと資料調査で、野鳥の会、猛禽類の研究者に聞いた。アセスメントの結果等を積み上げ、少なくともこのくらいいるという数を出している。一定の面積に生息するオオタカの個体数を関東全体に広めたもので、あくまで推定値である。

コーディネーター：個体数は回復していくと予想されるか、限界まで来ているのか。日本に何頭住めるか。

パネラー：2000年前半がピークだった印象。減少傾向の原因は分かっていない。

コーディネーター：西日本の個体数が増えない理由は何か。

パネラー：クマタカがすでに生息していること、関東にあるような平地林が少ないため住みにくいこと、西日本の方が森林の利用が盛んなことが推測される。エサとなる鳥がいて、巣を作りたい環境を作れば増えてくるのではないか。

○遺伝的多様性は高いのか。

パネラー：遺伝的多様性の研究により、十分高い。

○指定解除で法的拘束力あるものが失われてしまう。開発が進むといった障害が出るだろうと考えられる。何らかの法的拘束力を持つ制度を整えてから指定解除できないのか。

パネラー：種の保存法の中でできそうなことと、里地里山の保全に関わることがある。国には法律がないが、山形県には条例があり行為規制をしている。管理中心型で、荒れてきているものをなんとかしようというもの。今後、自治体に全ての権限が下りることになる。

コーディネーター：破壊的な行為規制が多いが、里山は積極的に人が手を加えることも大事である。重要里地里山は法の網をかけられるのか。

環境省：里山自体をどうするか他の省庁とも話している。

コーディネーター：環境税の使い道として検討してもらえないのだろうか。

○指定解除の方法として中央審議会でも答申をもらうが、審議の時に参考人の参加はできないのか。

環境省：今のところパブリックコメントのみを予定。意見交換会で出た意見も含めて持っていく。

○西日本は状況が十分改善されていないが、地域別指定解除はできないのか。

環境省：全国的な分布を勘案しているが、種によって地域の偏りがあるため、地域で対応をお願いしたい。京都府の条例にオオタカが入っていたり、各都道府県でもレッドリスト作成したりしている。

コーディネーター：県によってレベルが違い過ぎるのではないか。地域差があるのではないか。

パネラー：自治体によって特定するものが違う。個別で自治体が調査しているところもある。

コーディネーター：地域版レッドリストのガイドラインはあるのか。

環境省：地域の生息状況を踏まえてカテゴリーを与えてください、と言っている。都道府県が主体で決めるもの。

○指定解除になった場合、オオタカに代わるアンブレラ種はあるのか。必要ならこれから指定していく種はあるのか。

パネラー：他にはいないでしょう。アセスメントに関わる中で、最後に残るオオタカのおかげで自然環境の保全がなされている部分はあると思う。種の保存法に他の生き物を入れるという考え方は違うと思う。種の保存法ではなく、里山環境を保護する種のようなものをつくり、

その中にオオタカを入れるのはいいと思う。

○捕獲規制を鳥獣法によって対応するとのことだが、そもそもこれがうまくいってないから種の保存法ができたのではないか。元に戻ってしまうのではないか。

環境省：基本的には鳥獣保護管理法に基づいて調整している認識である。権限が環境大臣から知事になっても、愛玩飼養や密猟がいきなり増えるとは想定していない。

コーディネーター：許可権限が県に移ると、県によって対応がばらつくのではないか。

環境省：鳥獣保護管理法は国で管理している。地域によって事情が違うため、一概に全て同じにはいかないが、国の基準は同じである。

○レース鳩がよく食べられる。有害捕獲の申請を出してオオタカを駆除していいのか。許可基準を国はどう考えているか。

環境省：オオタカが鳩小屋に入らないようにする、飛ばすところを変えるなど対応してほしい。

○希少鳥獣を維持し、段階的な措置をとれないか。

環境省：オオタカは保護計画を作ったのではない。計画なく皆さんの努力によるところが大きい。ゼニガタアザラシは漁業資源に関わり損益に関わるため国が計画を立て、細かいデータがある。

パネラー：都道府県の権限が市町村に降りると、住民の生活改善のため利害ばかり考えてしまう懸念がある。

コーディネーター：計画的にという提案だが、オオタカの保護計画は難しいのか。

パネラー：どういうレベルかによるが、アザラシのように限られた地域で細やかなものか、オオタカのように広域でおおまかに作るか。

パネラー：例えば希少鳥獣の生息地をどう改善していくかという項目を入れて、里地里山保全につなげていくという方策は取れないのか、可能性を聞きたい。

環境省：区域を定めなければならないため、その中であまりにも広く読める里山の保全を進めることというのは難しい。限定的に何をしなければいけないかという書きぶりにしている。

パネラー：羽山氏とマナヅル・ナベヅルの保護計画を西日本の水田を対象にして策定している。どう住む人と鶴の関係を作るかということを検討している。オオタカをツールを使って関係改善していくのもあるかと思う。

コーディネーター：担保法としての法律や条例は何年待てば地域の準備が整うのか。それまで国が段階的に方針を示し、各地域で実施計画を具体的にやっていけないか。

パネラー：生息地等保護区が狭い。種の保存法の改正で範囲を広くするのはどうか。

○モニタリングと再評価について、環境省がモニタリングしていくが、6箇所を具体的にどこでどんな方法で行うのか。

環境省：専門家の方から提案をいただき、北海道1か所・東北1か所・関東2か所・中国1か所・北陸1か所行う。関西は数が少ないため、専門家にアンケートする。繁殖成功率やつがいの数をモニタリングする。

コーディネーター：広さはどのくらいか。

環境省：5 km 四方である。

パネラー：一つがいが 2000 ヘクタールであるため、2つか3つ入るが 10km 四方くらいがいい。

環境省：予定として専門家に聞いているが、決まってははいない。

コーディネーター：西日本についてのデータがない中で、環境省がお金使って調査すべきではないか

環境省：専門家に聞いても、西日本からの情報はなかなか得られないため、やれば情報が出てくるということではない。基本的にはアンケートと聞き取りを行う。

<質疑・応答>

参加者：大阪にオオタカがどのくらい住んでいるのか、営巣木の種類や巣の高さなどを調査している。開発地域で調査を行い、営巣している場合は開発側も配慮してくれている。解除された後、どうやって里山を守っていくのかという心配がある。生物多様性という大雑把な議論になりがちである。大阪ではオオタカが少なくなっているが、他の地域ではどうなっているのか。今慌てて解除する必要はないのではないか。

環境省：種の保存法では、絶滅危惧種を国内希少野生動植物種に指定するという法律の条件があり、指定解除の検討をしている。規制法ではなく、今ある里地のどこが大事か 500 地域を設定し、国民に理解してもらい、開発ではなく人手を入れて保全していこうという機運を高めようとしている。猛禽類保護の進め方は生きており、仕組みは国でも検討しようと考えている。

参加者：中央審議会の野生生物小委員会で審議があるが、中央審議会の役割とは何だろうか。また、審議会にて意見交換会で示された問題点の十分な伝達をお願いしたいし、生の声を届けてほしい。さらに、保全側の参考人の参加を検討してもらいたい。現場の専門家の声を聞いてほしい。

環境省：中央審議会は環境省の施策について意見を求める場であり、ここに意見を求めなければならないと書いている。いろいろな方が参画している。

参加者：オオタカとレース鳩の関係は深刻である。レース鳩を 100%エサにしているオオタカの個体もいる。自然環境を戻すことができれば接触を避けることができると思うが、どのようにすればよいと考えているか。

パネラー：40 年前にはオオタカの密度が低かったり、鳩に頼らなくても生きていけたりしたのだろう。オオタカが食べやすくて取りやすいレース鳩を取るようになってしまうと、定着してしまう。これを改善するには、一つはそこで取らなくてもいい環境を作ることだろう。

パネラー：獣害と言われているが、本来の生息地が健全ではないことを示している。一度覚えてしまったことはなかなか直せないため、森を健全にし、オオタカの本来の生息環境を整えていくことが重要。

パネラー：鳩についてしまったオオタカは飼育するしかない。鳥獣対策の部分かと思う。

参加者：6箇所を選定した専門家は誰か。6箇所はすでに専門家がいるところであるため、アンケートでいいと思う。専門家がない西日本こそ環境省がモニタリング調査すべきではないか。

環境省：オオタカネットワークや全国の専門家に依頼している。西日本についてお金をかけてやればいいのではないかとと言われるが、どのくらいのデータが出るか分からないため、検討したい。

参加者：それを聞くのが専門家ではないのか。西日本に聞く先がいるのか。研究者がいないからここに調査を必要とするのではないか。東日本は研究者や観察者がいるためアンケートで十分ではないか。

環境省：数人だがいる。その方にアンケートしている。もう少しお金かけてできることがあれば取り入れる。

パネラー：なぜ6箇所なのかというと、過去に調査がされており、比較ができるからである。西日本には過去のデータがないため、比較するために今行う。

参加者：東日本は見ている人がいるためやる必要はないと思う。限られたお金ならば西日本で行うべきではないか。

パネラー：ある程度のモニタリングであればボランティアでできる範囲で行うしかない。環境省できちんとやるには、それなりの人間が過去からのデータを用いて行う。西日本もできればおこなった方がいいが、過去のデータが少ないためやみくもに調査地を設定するよりはアンケートを取って収集し、そのなかでモニタリングできそうなところがあれば行う。限られたモニタリング数、資金の中で効率的な方法でできるように環境省に助言したいと思う。

参加者：個体の生息数を推測している者である。遠藤さんのおっしゃった2005年に2000羽前後という数は、おかしいと思う。千葉県の子川市で5羽が違法飼育されているとあるが、日本全国で2000羽しかいない鳥を1人で5羽も飼っているというのはいえないと思う。前提となっている数は推定だと思うが、数自体は正しいのかと疑問に思う。

参加者：関連の質問です。科学的根拠はあるのか。推定調査とは計算式に基づいたものであり、実数に基づいて調べられないのか。曖昧さがあると思う。この数字を基にしてレッドリストにしているのならば、疑問が残る。

パネラー：2005年の生息数だが、アンケート調査と資料調査の積み上げなので、もっとたくさんいると思う。もう1つの質問の5800羽の信頼性だが、関東地方の営巣数を調べてモデルとして当てはめた場合にこのくらいの数になるという推定としている。研究の一つで、正確さは6割と考えてほしい。あくまで推定値であり、実際にいたというわけではない。全国調査だが、オオタカは数千はいるため、メッシュごとに調べるのは現実的ではない。

パネラー：5羽の飼育は1つの巣から取ってくればあり得ることだ。数の件は、元の論文は数の推定で十分いるから大丈夫だということではなく、生息可能な地域がどこにどのくらいあるのか図面で表して保全していくという論文である。数をどうこういうのではないが、調査結果がきちんと使われていない残念な例だと思う。

質問者：報道で数が独り歩きしているのが問題である。

環境省：5800はレッドリストのカテゴリーには参考にしていない。

参加者：調査に携わっている者である。大阪調査は17年やっているが、環境省は数字を知らないのだろうか。継続して毎年やっているデータをきちんと持っているが、中央に情報がいつていないようだ。オオタカがいた山を回復したいと森林整備しているNPO団体やボランティアを支援して欲しい

環境省：さまざまなデータを取り入れていきたい。

<まとめ>

パネラー：まだ安心できる決め手がない。生息地の保護が課題。

パネラー：里地里山は「人と自然との豊かなふれあい（環境影響評価における環境要素の区分）」という項目にあたる。この中でオオタカを入れることも検討してもらいたい。

パネラー：今の方策では不十分である。開発の際にオオタカを後ろ盾にして里山自然環境を守っているのは異常だしかわいそうだと思う。法律のいびつさをオオタカに背負わせたくない。オオタカを法から自由にしたい。

コーディネーター：いつまで待てばいいのかというのが本音。指定解除した後のフォローアップも考えなければいけない。自治体にいきなり投げていいのかという心配もあるが、いつまでも時間かけていられない。段階的に解除していくロードマップができたらいいいのではないかと思う。